

環生第17-74号
県土第14-36号
令和4年4月28日

市町長 様

三重県環境生活部長
三重県県土整備部理事

三重県浄化槽指導要綱等の一部改正による運用について（通知）

令和4年4月28日付け、環生第17-73号、県土第14-35号で通知した「三重県浄化槽指導要綱」（以下、「要綱」という。）及び「放流先のない場合の放流水の処理方法」（以下、「処理方法」という。）の一部改正については下記の通り取り扱うこととするので、ご了承ください。

記

- 1 要綱第11条第1項(2)に、浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第40号。以下「改正法」という。）で新たに浄化槽法第12条の5第4項に規定された協議の申出による設置等の手続きについて定めた。令和2年3月5日付け環循適発第20030519号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長「浄化槽法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（以下、「環循適発第20030519号通知」という。）に、「協議の申出時には、市町村から協議を受けた都道府県知事及び特定行政庁が、同意をするか否かを判断するに当たり、浄化槽法第5条第1項に規定する届出において提出を求めている事項を確認できる書類を提出させることとした。」とあることから、公共浄化槽の設置についても要綱第11条第1項(1)と同等の書類を提出させることとした。また、提出先を各地域防災総合事務所又は各地域活性化局及び特定行政庁（建築主事）としているため、同意書（要綱第11条第4項）についても各地域防災総合事務所又は各地域活性化局及び特定行政庁（建築主事）それぞれから交付が必要となる。
- 2 要綱第11条第7項に、改正法にて都道府県知事は浄化槽台帳を作成するもの（浄化槽法第49条第1項）とされたことから、建築基準法第93条第6項に基づく都道府県から特定行政庁へ意見を述べた場合、三重県の事務処理の特例に関する条例（平成12年三重県条例第2号）（以下、「特例条例」という。）別表第2第19号及び第19の2号により浄化槽法の知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することとした市町に対しても、その意見を通知する規定を設けた。これにより、浄化槽台帳の作成に必要な情報が市町に提供されることとなる。

また、要綱第5号様式（浄化槽調書）に、市町設置型浄化槽に該当するか否かのチェック欄を追加したことで、市町設置型浄化槽のみの権限移譲を受けた市町（特例条例別表第2第19号）に建築確認申請により設置される市町管理の浄化槽の県浄化槽台帳への重複登録を防止することができる。このような浄化槽の設置に関して建築基準法第93条に基づく特定行政庁又は指定確認検査機関からの通知（要綱第5号様式）があった場合には、県の浄化槽台帳には登録しないよう取り扱うこと。なお、この場合において市町設置型でない浄化槽については県の浄化槽台帳への登録が必要となる。

- 3 「放流先のない場合の放流水の処理方法」については、地下浸透部分等の隣地境界からの設置制限距離を30mから3mへと緩和するとともに、設置可能な浄化槽を、放流水質の全窒素を10mg/L以下にできる性能を有するものとした。また、地下浸透施設（トレンチ方式）の浸透面積に関する基準を明確にし、新たに地下浸透柵による基準を加えた。

新たに加えた地下浸透柵及び処理方法第3の(3)については、処理対象人員50人以下の小型浄化槽のみに設置を可能としており、処理対象人員が51人以上の中・大型の浄化槽への施設設置については改正前と同様、都市計画区域外に地下浸透施設を設ける方法（トレンチ方式）による場合のみを可能としている。

なお、要綱第8条第(2)号イから二の放流先に関する規定については変更しておらず、「放流先のない場合の放流水の処理方法」の適用は、放流先のない場合であって、当該処理方法が生活環境の保全及び公衆衛生上支障のないときに限られるものであることについては従前の通りである。

- 4 令和4年4月28日付け、環生第17-73号、県土第14-35号で通知した「三重県浄化槽指導要綱」（以下、「要綱」という。）及び「放流先のない場合の放流水の処理方法」については、令和4年8月1日から施行する。

なお、「放流先のない場合の放流水の処理方法」第4の(11)、第5の(8)及び第6の(8)の施設に支障が生じた場合の措置に関する規定については、施行日（令和4年8月1日）より前に受付したものについても、施行日（令和4年8月1日）以降は適用することとし、第4の(11)、第5の(8)及び第6の(8)以外の新たな基準については施行日（令和4年8月1日）より前に受付したものには適用しないこととする。

事務担当

環境生活部大気・水環境課 生活排水水道班

電話 059-224-3145

県土整備部建築開発課 建築審査班

電話 059-224-2709